

第 3 号

6月12日 (金)

平成27年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第32号 氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第34号 平成27年度氷川町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第35号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第36号 氷川町道路線廃止について
- 日程第11 議案第37号 氷川町道路線認定について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 氷川町農業委員会委員の推薦について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第16 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河 口 涼 一 | 2番 清 田 一 敏 |
| 3番 長 尾 憲二郎 | 4番 上 田 俊 孝 |
| 5番 江 寄 悟 | 6番 三 浦 賢 治 |

7番 松田達之
9番 米村洋
11番 上田健一

8番 片山裕治
10番 笠原良一
12番 永田義昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 野田俊明 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	森田寿也	税務課長	岩本博美
町民環境課長	中島正	健康福祉課長	山下剛
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	草野信一	代表監査委員	本田孝志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認2件、条例2件、予算1件であります。

当委員会は、6月8日午後、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、承認第1号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第7号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認について（税条例専決第2号）について質疑しました。委員の「マイナンバー制度の導入に当たって、本町においてはスムーズに導入ができる方向で動いているのかどうか。」という質問に対して、担当課長から「今、町が行っている事務の洗い出し作業を終えて、マイナンバー制度に伴って、どれだけの事務にその番号制を振っていくかという選定の段階である。導入したほうが事務的に進めやすい事務、あるいはそれが情報漏えい等があることはないことから、27年度までそういった事務の洗い出し作業を進めていく。洗い出し作業と併せて、導入後の運用の仕方についても業務体系を決定していくという流れで今進めている。」との説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定について質疑しました。委員の「氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員については、ある程度めどはつけてあるのか。」という質問に対して、担当課長から「それぞれ八代地域農業協同組合、農業委員会、氷川町商工会から、教育については教育委員代表と学校運営協議会委員。また子育てに対し、子育て世代代表。金融機関から、熊本銀行鏡支店長、肥後銀行宮原支店長。それに高等専門学校の教授。行政からは熊本県のまち・ひと・しごとコンシェルジュということで、県

南本部の総務部長、それと座長である副町長である。」との説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について質疑しました。委員の「教育費・公民館費で、地区集会所施設等建築費補助金についてどこの集会所か。」という質問に対して、担当課長から「北川公民館の洋式トイレへの改修」との説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、関係課長が退席した後に、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書については、継続審査としましたので報告いたします。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げて、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 次に、産業建設厚生常任委員長、お願いします。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

産業建設厚生常任委員会審査報告をいたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認3件、予算2件、その他2件であります。

当委員会は、6月9日午前、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。審査経過の概要につきましては、承認第1号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について、承認第3号、専決処分の報告及び承認について（国保税条例専決第3号）、承認第4号、専決処分の報告及び承認について（介護保険条例専決第4号）は、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について質疑しました。民生費の竜北福祉センター費で、委員の「給湯設備改修工事がなされた場合、利用の制限がなされると思うが、工事期間はどれくらいか。」という質問に対して、担当課長が「2カ月を見込んでいます。」と答えました。委員の「その間、デイサービスの利用はどうなるのか。」という再質問に対して、担当課長が「事業を

実施している社会福祉協議会に話をし、期間中は宮原で対応をしたい。」と答えました。同じく民生費の児童福祉総務費で、委員の「備品購入費は何を購入するのか。」という質問に対して、担当課長が「竜北西・放課後児童クラブのエアコンの交換です。修繕と比較した場合、割安だと判断しました。」と答えました。商工費・立神峡公園費で、「先般、現場を見せてもらったが、今回修繕費の計上が少ないのではないか。」との質問に対して、担当課長は「今回計上しているのは、ログハウス3棟と管理棟の雨どいの設置のみの予算であり、改善点については今後も管理者と協議をしながら進めていきたい。」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号、氷川町道路線廃止について、議案第37号、氷川町道路線認定については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、各常任委員長長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第2、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。本案に対する委員長長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第1号は委員長報告のとおり

承認されました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第3、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第2号は委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第4、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第3号は委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第5、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第4号は委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第32号、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第33号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第33号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（永田義昭君） 日程第 8、議案第 3 4 号、平成 2 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 4 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（永田義昭君） 日程第 9、議案第 3 5 号、平成 2 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 5 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第 3 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 3 6 号 氷川町道路線廃止について

○議長（永田義昭君） 日程第 1 0、議案第 3 6 号、氷川町道路線廃止についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第37号 氷川町道路線認定について

○議長（永田義昭君） 日程第11、議案第37号、氷川町道路線認定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永田義昭君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。本件は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第13 氷川町農業委員会委員の推薦について

○議長（永田義昭君） 日程第13、氷川町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員の人数は2人にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員の人数は2人とすることに決定しました。

お諮りします。

推薦の方法については、指名推薦により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。よって推薦の方法は、指名推薦の方法によることに決定しました。

お諮りします。

ご指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回の農業委員の議会推薦2名ということで、これについては従前から2名の推薦をされています。今回議長による指名ということですが、今までも議長による指名でしたけれども、その時には、事前に議長のほうから全協のほうでこういう方法で選任したいということで話があって、そこで同意を得て、この議会で推薦するというのが今までのパターンでした。今回この農業委員推薦に当たって、議長は既に2人に打診をしてその同意を得て、そして議員の全員協議会に諮られた。そこで農業委員会の局長と総務課長にお伺いしたいと思います。

まずこの推薦に当たって、25年12月12日に前回農業委員推薦の協議を、全協をやっているんですけども、議員を農業委員に推薦すると、農業委員会が委縮してしまうという意見がありました。議員が農業委員に出るということは、大切な農業委員会でどういう議論がなされているのか、また公職選挙法によって選ばれた農業委員さんたち、この人たちと一緒に、この氷川町の農業に対する向上心を持って、私は議会推薦枠があると思っていますけれども、議員が出たら、農業委員会委縮しますか。それともう一つ。今回、2人の女性を指名しようと議長は考えておられます。その女性を推薦するというのを、農業委員会から議会に打診をされたのか、女性を出してくれと、そういうことを議会に対して、私は越権行為だと思いますが、2人の女性の委員を出しなさいという話をされたのか、これはあくまでも農業

委員というのは公職選挙法に基づいていきます。だから農業委員会に女性が出ないということは、議会の問題ではないと思うんです。農業委員さんを立候補していく。そういう中で女性が出てきてほしいというのが、農業委員会として私は当然じゃないかなと思います。議会から推薦するというよりもですね。うちの議員さん全員男性ですよ。議会でも女性の議員さん欲しいです。しかし、これはあくまでも立候補制になっていますから、女性の方が立候補されない限りはこうなってしまう。そういう農業委員会から議会に対して、女性を出してくれというそういう越権行為的な圧力をかけたか。もう一つ、議員が出たら農業委員会が委縮してしまうか、その二点について農業委員会の局長さんにお伺いします。

もう一つ、総務課長にお伺いします。2人の女性を推薦する時に、全協でこういう話があります。議会で今回は2人を推薦するけれども、次期任期が来た時に考えればいいじゃないかという意見が議員さんから出ています。それに対して永田議長が、議員は推薦しないということにしておいて、次の任期の時に協議することでもいいと言われていました。永田議長が私に、次の任期とは町議会議員選挙のことを指すんだと言われました。町議会選挙だったら次の任期、次に議員さんたちが決まっているのに、私たちが、次の人たちが協議することでもいいかと言う、そういうこと自体が私は間違っている。実は私はこの時、次の任期の時に協議することでもいいかという意味は、農業委員会の次の選挙の時に、議員を出すか出さないか誰を推薦するかを協議すればいいではないかと理解をしていて、この時には同意をしています。そこで総務課長に永田議長が、この選挙というのは、次の町議会議員の選挙を指すと答えたとき永田議長が言われています。総務課長、そういう返事をされたかどうか、これについてお答えを願いたいと思います。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） それでは、江寄議員さんの質問にお答えしたいと思います。二点あったと思いますけれども、まず女性委員の登用についてご説明をいたします。平成26年5月26日付けで、国のほうから女性委員登用の一層の促進についてという文書が来ております。この文書の中身につきましては、男女共同参画基本計画第3次の中で目標を定められておりました。平成25年度までに、女性が1人もいない農業委員会をゼロにするという目標が定められておりました。これに基づきまして、農業委員に女性委員の登用をお願いしますということで、依頼文書が来ておりましたので、文書の中身は伝えませんでしたけれども、農業委員会としまして議会推薦枠を利用しまして、女性委員の登用をお願いしたいということで、議会事務局長のほうに意向を伝えたところであります。

もう一点の委員さんが出られたら、農業委員会として審査が委縮するののかという

ご質問ですけれども、私が経験した議員さん、最大3名議員さんが農業委員会のほうに出ておられました状況では、特に問題はないと考えてはおりました。以上です。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 議長の発言の中で、次の町議会選挙のことを指すと、次の任期の時に考える協議すればいいと、その議長の言葉につきまして、私がそれは議員の任期のことですと議長が発言されたということにつきましては、そのことを直接的に発言したかは記憶にございません。江寄議員さんの質疑の中にありましたように、前回今の農業委員さんの任期といたしますか、議会推薦をする段階で農業委員さん女性2名を推薦しましょうかという議論の中で、議会推薦枠が4名あるので4名までは推薦してもいいのではないという議論がなされて、結果的に議員さん2名と、議員外の女性2名を推薦したと、今記録の方も確認させていただいたところです。その段階で、当初は議員を推薦せずに、女性の一般の方を2名だけ推薦しようという方向で協議をする中で、議会から議員が農業委員として推薦されていけば、農業委員会の中でちょっと不都合なことが起こるからという議論の中で、女性2名をとという提案の中で、結果的に議員2名、女性、一般の方2名というところで決着をいたしておりました。その後、町議会議員の改選がありまして、議会構成の協議をする前の議員懇談会の段階で、今記録見まして、25年の10月28日でございますけれども、この時に元議員の坂本議員が、農業委員として議会から推薦されておりましたけれども、議員を辞職したことによって農業委員会も辞められたと。その時に、坂本議員の後任を議会からどうしましょうかという議論の中で、議会から議員は推薦しないことにしておきましょうというのが、記録として今あったところでございます。坂本議員の後任を議員の中から補充することはしないということを、その段階で決められておりました。その後、今の江寄議員さんのほうからありました、12月12日の全員協議会で次の任期の時に協議すればいいではないかと。その次の任期が江寄議員さんが言われるように、議員の任期を指すのか、農業委員の任期を指すのか、そこのところについては明確な記録はないところでございますけれども、今会議録の中身を確認してみますと、農業委員の任期を指すと解釈できるのかなと、今会議録のほうを確認したところでございます。今言いましたように、議長からこの件について何回かご相談を受けたことは事実でございます。そのかわり、その段階でこの任期について議員の任期を指すのか、農業委員会の任期を指すのか、それは議員の任期を指しますと明確な発言をしたかというのは記憶にございませんけれども、ただ一つ、清田議員さんが選挙で選ばれた農業委員さんであって、町議会議員に当選なされたという部分のところ、清田議員さんが、じ

やあ私も議員になったので農業委員を辞めんといかんとでしようかねという確か発言があって、それについては、選挙で選ばれた農業委員さんですから、辞める必要はないでしょうねという確か議論をしたかなという、そこら付近の記憶はございませぬけれども、ちょっと明確な答えにはならないと思いますけれども、議長とやり取りする中で、議員の任期あるいは農業委員の任期、そちらは明確に議員の任期ですよと発言したかという点については、ちょっと記憶にないところでございます。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 2人の課長さん、すみません。この人事案件で質問させていただきました。議会のほうで全協でいろいろ議論がある中で、こういう人事案件の時に私は全員賛成でいかなければいけない、ただ今回の議長推薦によって、今話が出たように議員が出ると圧力がかかるとか、そういうことが議会全協の中で話が出てくること自体、私は不思議だなと全協の中では考えております。議長、圧力もかかりません。2人の枠、女性を推薦したのは圧力的なものではなくて、県のほうからの話が来ている。多分、農協推薦枠もあるだろうから、農協にもそういう話を農業委員会の局長しているんじゃないかと思えます。だから私は議会で推薦する時、女性1人、それから議会推薦枠があるんだから、今回清田議員さんが農業委員会から外れる、それなら1人私は議員の誰かを農業委員に出して、農業委員会の議論をやるべきだ。それを一方的に議長の判断で決められたことに、非常に私は議長としての不信感を感じているところです。今の話のとおりですので、それでも今議長が腹の中にある2人を推薦されるかどうか、それはもう議長の判断にお任せしたいと思います。すみません、以上です。

○議長（永田義昭君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時47分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 議長、そもそも議長が一番悪い。この前初めての農業委員をどうやって議会から出すか出さないかという時に、結局女性を2人、議員から2人というような話を最初したことある。その時に、ここで言うけれど、笠原議員が手を挙げた。そしたら今度私が手を挙げた。そしたら2人が行くと農業委員会が委縮してしまうと。インパクトが強いからということで、一応やめましよう。議会から

は今回は見送ってしましましょうということで、そうやった申し合せはみんな納得して了解して決めている、それは。ところが議長、なんで議長に対してこの前も一つの意見を言ったのは、女性を得手勝手に議長が決定してくる。それを全協で提案するだけ。そうじゃなくて、今度は議会からこうこうこういう申し出がありますから、これを検証していきますかとか、そして結局議会はそうしましよう。そして、じゃあ女性のほうから学識経験者として出しますけど、議長のほうに、人選の方法は私のほうに任せていただけますかという話をやってくれると、議会はそれで承認するわけ。ところが決めてきている、今説得中だとか納得していただいたとか、自分自身が経過を話すだけだからおかしくなる。議長聞いているの、下向いているけど。だから今言ったように、議会からしばらく出さない。それとちゃんとそこに注文をつけている。顔も見えない女性が議会に対して、来て挨拶を議長はさせない。農業委員会に今度推薦されました誰々でありますというような挨拶もさせない。だから議会から注文つけたのは、その学識経験者として議会から推薦をしていくことにおいて、その女性たちが中間報告させてくれと、どのような農業委員会の活躍を今しているのかということにおいて、議長の判断において議会に報告させていただきたいということで、議長はわかりましたという了解の下で、決定してきたのがある。議長そうだったじゃないですか。どうだったですか議長。

[「休憩願います」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの件、ほんとに私がもう少し準備をぴしゃっとしてからすればよかったなと思っています。どうも反省いたしております。

河口議員。

○1番（河口涼一君） 貴重な時間ですので簡潔にお尋ねしますが、先ほど来、議会の推薦枠を利用して、農業委員会の事務局長が是非議会のほうから女性を出してくれということが、これはご意見ありましたが、越権行為なのか、僭越なことなのか、私は強いお願いであったというふうに理解をしているんですが、それで女性が参加をされたわけですが、このことでどのように変わってきましたか。例えばこの女性の委員が入られたことで、審議の内容に、さすがに女性の視点でこういう話が出たなあとか、こういうふうに流れが変わっていった。女性の委員が入られて1年数か

月ぐらいあるでしょう。是非それを説明されてください。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 今現在2名の方が委員に出ておられますけれども、この2名の方は、長い人で今度4期目になります。女性委員としての活動としましても、氷川町、他の町村に比べますと十分な活動といたしますか、活発な活動をされておまして、1人の委員さんは審議の中でいろんな質問もしてこられます。そういうことで、2人の委員さんが全体の委員さんに及ぼす影響といたしますのは、多大なものがあると考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 笠原議員。

○10番（笠原良一君） 1人は1号議員に選挙で上がってこられた方ですよ。違いますかね。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 現在1名の方は推薦枠ではなくて選挙枠で出ていらっしゃる方です。女性委員の活動はどうだということで質問されましたので、女性委員さんの活動を報告したところでした。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） ただいまのお答えで、十分な効果があったと、これからも女性の委員にさらに活発なご意見を申し述べてほしいと、そういうことで効果があったということでしたら、私は納得をいたしました。以上です。

○議長（永田義昭君） いいですね。お諮りします。

推薦の方法は、議長において指名することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、推薦の方法は、指名推薦の方法によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。よって指名の方法は、議長において指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員に、氷川町立神の本田智恵子さん、同じく新田の井副陽子さんの2名を指名したいと思います。

お諮りします。

氷川町農業委員会委員に本田智恵子さんを推薦したいと思います。これにご異議

ありませんか。

江崎議員。

○5番（江崎 悟君） 新しく推薦される方がどういう方かペーパーぐらいくれませんか。何も資料ないのに全くわかりませんよ。当然ペーパーがあるべきでしょう。年齢いくつですか。どこの地域ですか。議長だけが知っていておかしいでしょう。

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの推薦候補者の名前、読み上げでいいですか。住所、熊本県八代郡氷川町立神1971番地、本田智恵子さん、昭和31年3月6日生まれの59歳になられます。それからもう1人の方が、氷川町高塚の1865番地の井副陽子さん。生年月日、昭和42年11月27日生まれの47歳の方になります。農業従事者です。先ほどに戻ります。

お諮りします。

氷川町農業委員会委員に本田智恵子さんを推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。よって本田智恵子さんを氷川町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

お諮りします。

氷川町農業委員会委員に井副陽子さんを推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。よって井副陽子さんを氷川町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（永田義昭君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第15、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第16 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第16、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第2回氷川町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 俊 孝

平成 年 月 日 氷川町議会議員 江 寄 悟